



新庁舎News!

新庁舎整備状況について、毎月掲載していきます

問合せ先 総務課 ☎072-433-7073

新庁舎整備について、令和4年3月「新庁舎整備工事完了」、令和5年3月「現庁舎などの解体撤去および新庁舎の駐車場など外構施設の整備完了」の計画で建設工事を進めています。

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



ホームページ

12月の工事予定

これからは、建物内部の工事が中心となります。12月は、間仕切り壁、天井、内部建具、OA床設置、内装仕上げ工事を行います。

また、太陽光発電機、非常用発電機で使用する地下燃料タンクの整備工事を行います。



内装工事の状況(1階)

新庁舎はこんなところ

効率的な執務スペース

新庁舎の執務スペースは、机の構成、配置を均一にすることによって、業務をより効率的に行うことが可能になります。

また、書棚は室内を有効に活用することを考慮した配置とします。文書庫にはスライド式書架を導入し、収納量の確保、省スペース化を図ります。



スライド式書架(イメージ)



執務室レイアウト(イメージ)

～専門知識を持つ相談員が問題解決のお手伝い～

消費生活センターだより

まだ未成年? いいえ... 18歳は大人です!

来年4月から、18歳は成人となります。社会経験が少ないみなさんには「契約・お金」に関して、思わぬ「落とし穴」がいっぱい! 大きなトラブルに巻き込まれないように、これだけは覚えておいてください。

ぜひ、お子さんやお孫さんにも見せてください。

18歳に降りかかる色々なトラブル

18歳になると保護者の同意なく色々な契約を一人で結ぶことができるようになります。(例: 携帯電話契約、部屋を借りる、クレジットカードをつくる、ローンを組むなど) 未成年は、原則的に「未成年としての契約取り消し」ができますが、成人すると、結んだ契約には責任を負わねばなりません。

その場で契約してしまった

契約は簡単に取り消せない!

体験のつもりでエステに行ったら、高額なコースを勧められ「今すぐ決めて!」「このお値段は今日だけ」などと迫られ、契約してしまった。

◆冷静になるため、その場を離れるのが大事!

格安お試し分を購入しただけなのに

動画サイトの広告を見て「お試し100円」のサプリメントを申し込んだ。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求をされた。「継続購入」になっていて、中途解約はできない、サイト内に書いてあるといわれた。

◆どんな契約においても契約内容・解約条件は、必ずしっかり確認すること! 知らなかったでは済まされない!

「受け子」「だし子」振り込め詐欺のアルバイトを辞めさせてもらえない

SNS上で「楽に稼げる」「封筒を受け取るだけ」といったサイトを見てバイトだと思い応募する

と、振り込め詐欺のスタッフ募集だった。辞めさせてくれない。

◆ただ受け取るだけでも詐欺で逮捕されます。犯罪者として刑罰を受け、被害者から損害賠償の請求をされることもあります。このような副業には絶対に手を出してはいけません。

スマホ料金を払わなかったら... カード利用を止められた

知らなかったでは済まされない!

スマホを分割で購入。分割代金を払いきる前に解約して支払をやめてしまった。すると、しばらくしてカードが使えなくなりました。

◆分割購入は、クレジット契約。クレジット契約は「信用」の上に成り立つ「立替払い」です。支払わなければ、借金として残り「指定信用情報機関」に記録が残ります。記録が残ると「信用のない人」として異なるカード会社に利用申込みをしても審査(与信)で断られたり、将来、ローンが組めなくなったりします。クレジットカードの支払いは、きちんと行いましょう。

リボ払いになっているのを知らず、支払残高が高額になっていて返せない

銀行口座からのクレジットカード引き落としが、毎月どれだけ使っても1万円を超えないので不思議に思っていた。利用明細を閲覧したら、支払残高が50万円にもなっていた。翌月一括払いだと思い込んで利用していたのに、「リボルビング支払い(リボ払い)」に設定されていることがわかった。自分では設定した覚えがない。高額すぎて支払えない。

◆初期設定が「リボ払い」になっていたのに気づかないことがあります。「リボ払い」は、高額な商品を購入しても、自分で設定した月々額(例: 月1万円)を定額として支払っていく方式です。利用する人は、支払額がかさみ、支払いきれなくなることもあります。不要なリボ払いは避けましょう。利用明細を見て、リボ払いに設定されていないか、支払残高がかさんでいないか確認するのは、利用者の責任です。